

○厚生労働省令第九号

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）及び旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二十一号）の施行に伴い、並びに旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第六条第一項及び旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五百五十二号）第一条第一項第二号の規定に基づき、旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令

（旅館業法施行規則の一部改正）

第一条 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。) 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第三条第二項各号(第七号を除く。)に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条の二 法第六条第一項の宿泊者名簿(以下「宿泊者名簿」という。)は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。</p> <p>2 法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一 旅館業の施設</p> <p>二 営業者の事務所</p> <p>3 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住</p>	<p>第一条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。) 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 法第三条第二項第一号から第三号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 法第三条第二項第一号又は第二号に該当することの有無及び該当するときは、その内容</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条の二 法第六条第一項に規定する宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号</p> <p>二 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>

所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

第四条の三 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号。以下「令」という。）第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 一四（略）
- 二 一四（略）

（新設）

第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 一四（略）
- 二 次に掲げる要件の全てに該当する施設
 - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四百四十四条第一項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。
 - ロ 文化財保護法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（ハにおいて「伝統的建造物」という。）であること。
 - ハ 伝統的建造物としての特性を維持するため、令第一条第二項第四号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（ニにおいて「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。
 - ニ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第一条第二項第一号の基準
(削る)	

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

第六条 法第七条第一項又は第二項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第三項の規定によりその携帯する証票については、別に定める。

ホ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設	令第一条第一項第一号、第二号イ、第三号及び第四号、第二項第一号、第二号、第三号（床面積に関する部分に限る。）及び第四号並びに第三項第一号の基準
前項第四号に掲げる施設	令第三条第三項第一号の基準
前項第五号に掲げる施設	令第一条第二項第四号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によつて令第一条第一項第六号、第八号及び第九号、第二項第六号並びに第三項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

第六条 法第七条第一項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票については、別に定める。

(環境衛生監視員証を定める省令の一部改正)

第二条 環境衛生監視員証を定める省令(昭和五十二年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）第十条、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）第六条、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第六条、興行場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十九号）及び化粧場等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十号）に規定する環境衛生監視員の身分を示す証票並びに理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第二十八条、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第十一条、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第二十八条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十一条第二項に規定する環境衛生監視員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>(裏面)</p> <p>(略)</p> <p>旅館業法抜すい</p> <p>第7条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、<u>営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</u></p> <p>2 都道府県知事は、<u>旅館業が営まれている施設において次</u></p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）第十条、公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）第六条、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第六条、興行場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十九号）及び化粧場等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十号）に規定する環境衛生監視員の身分を示す証票並びに理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第二十七条、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第十一条、美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第二十七条及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十一条第二項に規定する環境衛生監視員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>(裏面)</p> <p>(略)</p> <p>旅館業法抜すい</p> <p>第7条 都道府県知事は、<u>必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。</u></p> <p>2 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合において、その身分を示す証票</p>

を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
(略)

条第三項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 当該職員が、前二項の規定により立入検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(略)

(略)

(略)

附 則

- 1 この省令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に環境衛生監視員が携帯する証票又は証明書は、この省令による改正後の様式による証票又は証明書とみなす。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証票又は証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。